

表 3－2 変更届出書関係

変 更 事 項	添 付 書 類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・法人にあっては、定款又は寄附行為（届出日前3か月以内に原本証明したもの）、商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・法人であって、変更事項が代表者の氏名に係るものである場合は、上記に加え、住民票の写し*、後見等登記事項証明書*、役員等の変更に係る新旧対照表（様式16） *退任者のものを除く。 ・個人にあっては、住民票の写し、後見等登記事項証明書
事業所の名称及び所在地	（所在地を変更する場合は、以下の書類。） ・施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図*、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図（住宅地図等の写し） *標準作業書の記載事項である火災予防上の措置として設置する消火器等の消火設備の設置場所を平面図に明示すること。 ・施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、届出者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）
役員（相談役、顧問等を含む。）の氏名及び住所	・変更に係る者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書（退任者のものを除く。） ・商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）
法施行令第5条に定める使用人の氏名及び住所	・変更に係る者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書（退任者のものを除く。） ・役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）
法定代理人が個人である場合で、その氏名及び住所	・変更に係る者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書（退任者のものを除く。） ・役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）
法定代理人が法人である場合で、その名称及び住所並びにその代表者の氏名	・法定代理人の定款又は寄附行為（届出日前3か月以内に原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・変更事項が代表者の氏名に係るものである場合は、上記に加え、住民票の写し*、後見等登記事項証明書*、役員等の変更に係る新旧対照表（様式16） *退任者のものを除く。
法定代理人が法人である場合で、その役員の氏名及び住所	・変更に係る者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書（退任者のものを除く。） ・法定代理人の商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）
事業の用に供する施設の概要	・施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図*、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図（住宅地図等の写し） *標準作業書の記載事項である火災予防上の措置として設置する消火器等の消火設備の設置場所を平面図に明示すること。

変 更 事 項	添 付 書 類
	施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、届出者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）
標準作業書の記載事項	標準作業書の写し
解体業、破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、当該許可番号	当該許可証の写し
業を行う事業所以外の場所で解体自動車等の積替え又は保管を行う場合には、当該場所に関する所在地、面積、保管量の上限	- 施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図*、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図（住宅地図等の写し） *標準作業書の記載事項である火災予防上の措置として設置する消火器等の消火設備の設置場所を平面図に明示すること。 - 施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、届出者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）
破砕業の用に供する施設が、廃棄物処理施設の設置（変更）許可を受けている場合は、当該許可年月日及び許可番号	当該許可証の写し
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	- 変更に係る者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書（退任者のものを除く。） - 株主等が法人である場合は、その法人の商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） - 役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）

※ 住民票の写し（本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもの、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）、後見等登記事項証明書（本手引P. 67 別紙2参照）、商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び不動産登記の登記事項証明書は、届出日前3か月以内に発行されたものを添付してください。なお、後見等登記事項証明書について、成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書がない場合には、欠格要件に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。